

令和3年度の農地中間管理事業に係る評価委員会の意見・評価について

1. 開催日時、場所

開催日時：令和4年6月6日（月）13:30～15:30

開催場所：農業教育情報センター 1階 第2研修室

2 評価委員

藤井 吉隆 委員長（愛知大学地域政策学部教授）

西谷 弘士 委員（中小企業診断士）

西橋 絹子 委員（長浜市農業委員、滋賀県指導農業士）

3 農地中間管理事業の評価について

（1）転貸について

ア 集積

令和3年度の「活動方針」の計画に基づいて、工夫した取り組みがされており、機構の転貸面積の実績が1,157haと、目標面積の900haを超える水準で、着実に達成が進んでいる。その要因は、転貸面積が対前年度比101%、うち新規集積面積（新たに担い手に集積した農地面積）が178ha（対前年度比82%）ということから、農地利用集積円滑化事業（以下、「円滑化事業」という。）からの切り替えが一定程度進んだためと思われる。

今後の機構事業による集積については、円滑化事業から機構事業への移行を一層進めるため、個々の契約の実情に合わせた丁寧な対応を図るとともに、集積後の集約化に寄与するよう、市町が策定する「地域計画」の目標地図に積極的に位置づけられるよう努められたい。

イ 集約化

農業経営基盤強化促進法等の一部改正の背景であった集約化は、本県にとっても重要な課題である。

今後、市町が平坦な地域で「地域計画」を策定する場合、集落だけで地域をとらえるのではなく、担い手の活動エリアに対応した広い区域で策定し、徐々に集約化が図れるよう機構の活用を進められたい。

(2) 機構事業の活用・推進体制について

ア 中山間地域での対応

農地利用は、労働力・経営と切り離して考えられないもので、トータルで考えていくことが重要である。

今後、「地域計画」が推進される中で、中山間地域等条件の不利な地域での計画策定が課題となると考えられる。担い手が不足する地域では、新規参入者のリスクが高いという側面はあるものの、滋賀県の一部地域で行われているプロジェクト等を活用し、いかに新規参入者を呼び込み、新規参入者の営農が継続できるためのサポートをどのようにしていくのかといった点を積極的に検討すべきである。

そのため、担い手以外の農業者を地域計画に位置づけ、機構の仕組みを活用して地域の農地が維持できるよう、関係機関との連携・役割分担がなされるよう検討・対応されたい。

イ 推進体制

農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、機構事業の業務量、市町など関係機関の役割が大きく変化すると思われる。

市町の「協議の場」、地域での話し合いが十分に行われ、地域の農業・農地を持続的なものとするためには、推進体制が非常に重要となる。

都市的地域、平地農業地域、中山間農業地域など、地域の特性を活かしながら、農地の利用と労働力、経営を一体的に考え、集中的・重点的に課題解決に取り組む推進体制が構築されることを期待する。